

～デジタル庁からのお願い～

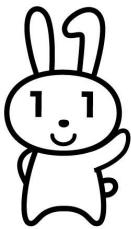
公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。



給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

用意するもの



マイナンバーカード



本人名義の預貯金口座



マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン



マイナポータルアプリのインストール

①マイナポータルにログイン



②公金受取口座の登録・変更をクリック



③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示されていたり、表示されている口座を変更する場合は「口座情報を変更する」を押してね

詳しくは

公金受取口座 変更 検索

または



※QRコードは株式会社デンソーウエーブの商標登録です

デジタル庁